

埼玉県の建設工事について

～労働災害の防止・働き方改革～

- 1 労働災害の防止に向けた取組
～県発注工事における安全衛生への配慮～
- 2 建設業における働き方改革



令和7年6月25日（水）

埼玉県 県土整備部 建設管理課

(1) 実務要覧、積算基準の安全衛生配慮事項

1. 土木工事安全施工技術指針

本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の**安全施工の技術指針**を示したものの。

○直近（R7. 4）の改正内容（抜粋）

「国道249号中屋トンネル付近工事現場における作業員の被災事案を踏まえた再発防止策」を踏まえた改定

異常気象時の対策：事務所にテレビ、ラジオ、インターネット等を常備し、常に防災気象情報等の入手に努めること。

なお、防災気象情報等の確認にあたっては、広域的に確認すること。防災気象情報等を踏まえ、作業の中止を判断すること。

（防災気象情報等は気象庁、河川・防災部局等が発表する警報等、市町村が発令する避難情報を指す。）

2. 契約時における確認票

建設工事の契約時に**労働災害の防止**や公正な取引、過積載や改造車両の不使用などを記載した「契約時における確認票」を作成し、**受発注者双方**で内容を**確認**する。

3. 熱中症対策

日最高気温等の状況に応じ、工事現場の**熱中症対策に係る費用**として、**現場管理費の上乗せ補正**の試行を開始。（令和元年8月～）

工期設定において、**猛暑日**（WBGT31以上日数換算）を**現場不稼働日**として**算定**。（令和5年6月～）

(2) 建設業コンプライアンス研修

建設業の健全な発展のため、毎年、法令遵守を主テーマとして、建設業者を対象に開催している。(R7 Web開催予定)

<内容(予定)>

- ・ 建設業法等に関する法令遵守
- ・ 建設業許可・経審の電子申請化、社会保険・建退共への加入
- ・ その他

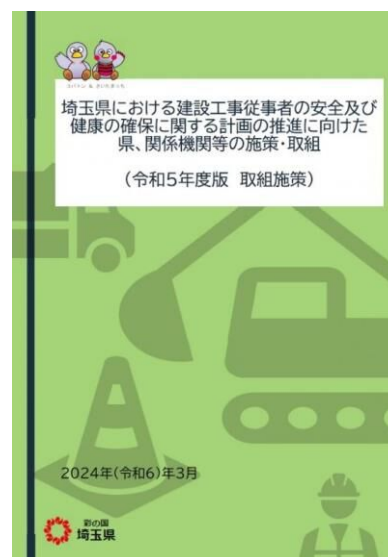


【URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/soudan/konpuraiansu.html>

(3) 建設職人基本法の県計画・取組施策の公開

建設工事従事者の安全と健康の確保に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的とし、H29.3に法施行。同法9条に基づき、R3.3に県計画を策定。県HP及び県政情報センターで公開中。



【URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetsusyokuninkihouhou.html>

埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の概要

県計画の位置づけ

- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律【H29.3施行】
〔通称：建設職人基本法〕
- ◇ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画【H29.6策定】
〔法第8条に基づく、国（政府）の基本計画〕



- ◇ 埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画
〔法第9条に基づく、基本計画を勘案して策定する都道府県計画〕

○埼玉県建設工事従事者安全確保推進会議（※）を設置し、計画（素案）を作成

※構成団体

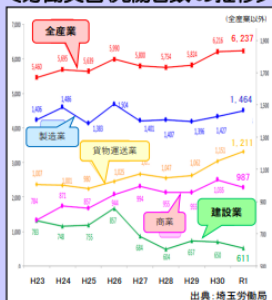
建設団体：（一社）埼玉県建設産業団体連合会、（一社）埼玉県建設業協会、建設業労働災害防止協会埼玉県支部
建設労働団体：埼玉土建一般労働組合、埼玉県建設労働組合連合会
関係行政機関：厚生労働省埼玉労働局（労働基準部）、国土交通省関東地方整備局（建設部）、埼玉県（産業労働部、県土整備部）

○県内建設業は、県民の安心・安全な生活を確保する「地域の守り手」であり、将来的な担い手を確保していくためにも、建設工事従事者の安全・健康の確保は、最優先で取り組むべき課題

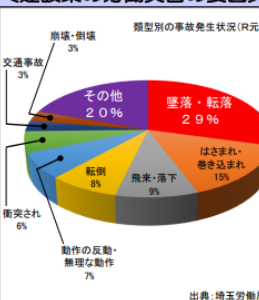
○県は、国等の関係行政機関や建設業関連団体等と連携を図り、各種の施策や取組を進めていくことで、計画を推進

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

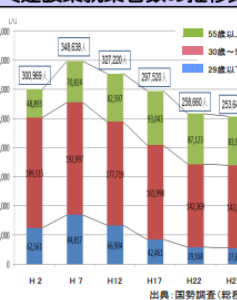
〔労働災害（死傷者数）の推移〕



〔建設業の労働災害の要因〕



〔建設業就業者数の推移〕



- 労働災害は、他業種に比べ減少傾向にある一方、重大事故の撲滅に至っていない
- 災害の要因としては、墜落・転落が依然として多く、熱中症の発生リスクも高い
- 県内の建設業就業者は、若年層の入職が進まない状況で減少・高齢化傾向にある

県計画における安全及び健康の確保に関する施策

〔施策、主な取組 ～県計画の特色～〕

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - ・安全及び健康に配慮した工期の設定（著しく短い工期の禁止）
〔改正 建設業法（R2.10施行）〕
2. 責任体制の明確化
 - ・元請、下請負人各々の役割に応じた安全衛生対策の実施
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - ・元請負人による統括安全衛生管理の徹底
 - ・一人親方等の安全及び健康への配慮の促進
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - ・熱中症発生リスクの高い本県の状況を踏まえた熱中症対策
 - ・新型コロナウイルス等感染症予防対策など作業環境の改善
5. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
 - ・フルハーネス型の墜落制止用器具の着用原則化
〔改正 労働安全衛生法（H31.2施行）〕
6. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発
 - ・増加傾向にある外国人労働者への安全衛生教育等の対応
7. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
 - ・建設業許可における社会保険等加入の要件化
〔改正 建設業法（R2.10施行）〕
 - ・建設業における働き方改革の推進（週休2日制等休日の確保）
〔働き方改革関連法（H31.4施行）〕
 - ・産官学連携による「建設産業担い手確保・育成ネットワーク」の取組の推進



建設工事における労働安全衛生に関する情報発信

県ホームページでは、県計画の他、県内建設業に関わる皆様、建設工事従事者の安全及び

健康の確保に関する取組を実施する際の参考となるような情報発信を行っていきます。ぜひ、ご活用ください！

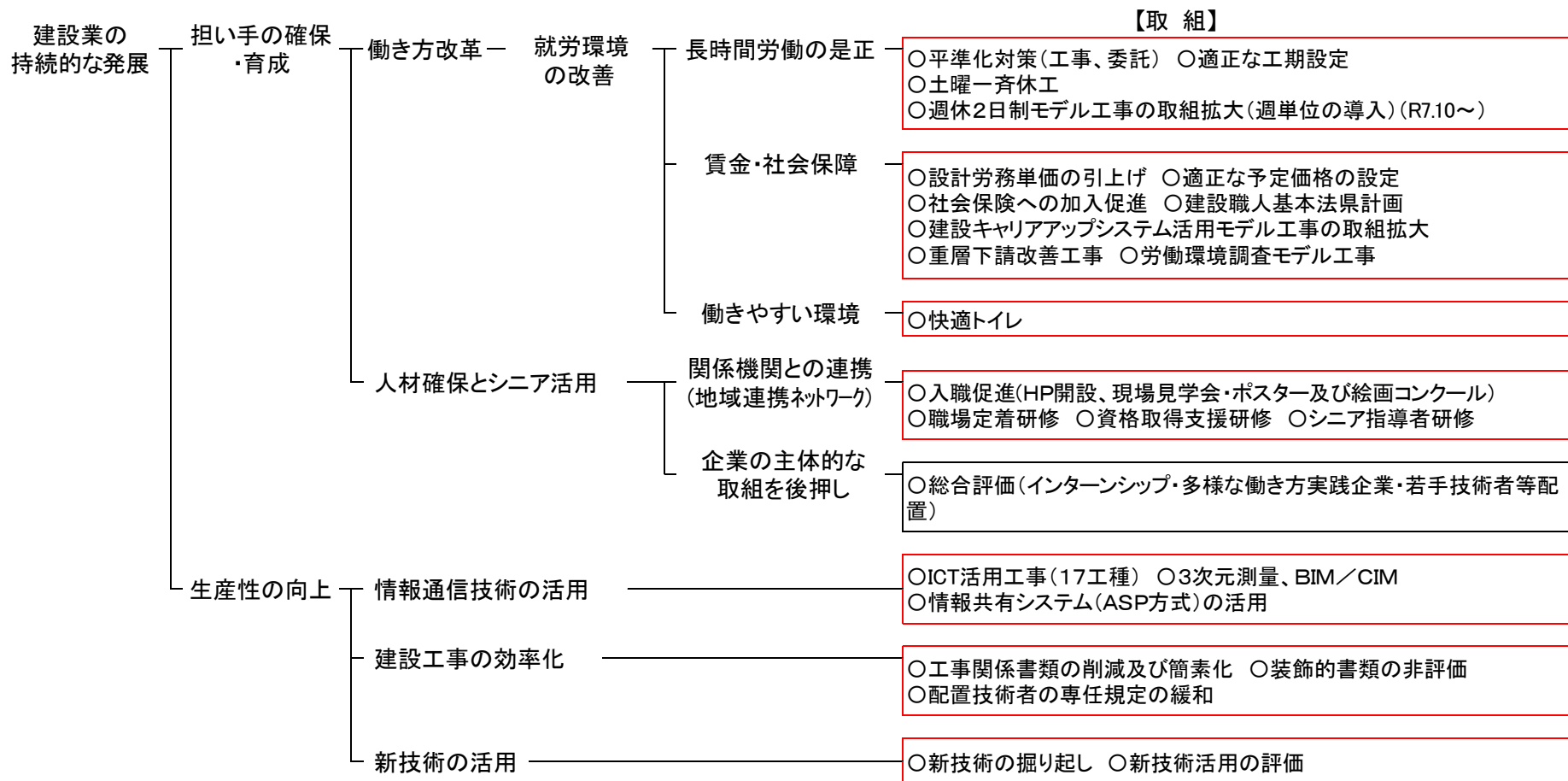
〔URL〕 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetsusyokuninkihouhou.html>

埼玉県 建設職人基本法

検索



(1) 建設業の働き方改革に関する県の施策体系



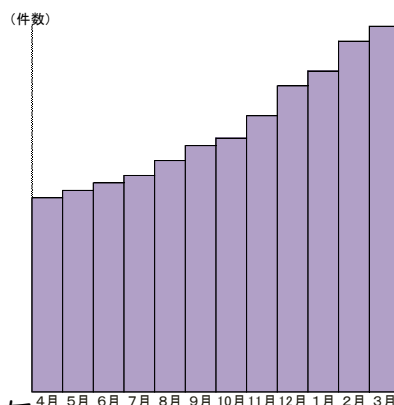
(2) 発注・施工時期の平準化【取組内容】

◆平準化に向けた取組

- 債務負担行為の活用
(ゼロ債務、債務負担)
- 柔軟な工期の設定
(余裕期間制度の活用)
- 速やかな繰越手続き
(適正な工期の設定)
- 積算の前倒し
(発注準備工事)
- 早期執行のための目標設定
(発注見通しの公表)
- 工事工程表の掲載
- 適正な工期設定の考え方をまとめた冊子を公開し、工期変更のツールとしての活用を促進

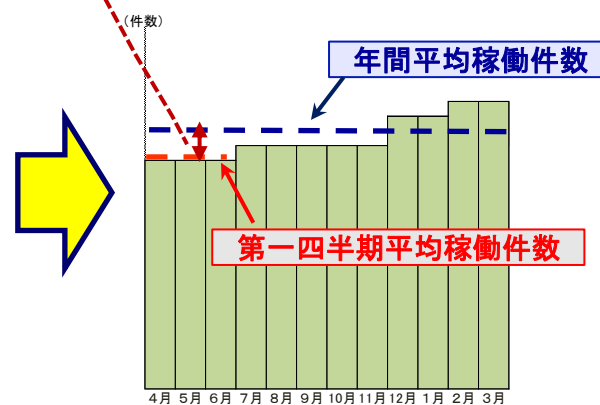
◆平準化イメージ

月別工事稼働件数



目標

第一四半期平均稼働件数を
年間平均稼働件数の90%以上に



	R6年度	R7年度	R8年度
発注計画の作成・公表		年度当初 ● 変更等随時公表 ● 補正成立後 ●	
①債務負担行為の活用		執行	非出水期完了 (12ヶ月未満)
②債務負担行為の活用(ゼロ債務)	1-3月契約	12月迄完成	
③発注準備工事	準備	4-6月契約 年度内完成	
④速やかな繰越		● ●	

(3) 休日の確保【週休2日の推進】①

1. 県内建設工事現場の土曜一斉休工

平成29年度～

○祝日と併せて3連休となりうる土曜日を
中心に、夏から秋にかけて休工日を設定

○建設業界の「休日確保」に関する
意識の醸成を図る目的で実施

埼玉県内の公共工事を
一斉に休みます！

～県内統一の“土曜一斉休工”～

建設業界の週休2日に対する意識向上や
働き方改革推進の一つとして、関係団体連携
して県内の公共工事を一斉休工する取り組み
を行います。

実施日

※ 9月～11月までの下記土曜日を土曜一
斉休工日とします。

令和6年

9月14日(土)、9月21日(土)、10月12日(土)、
10月19日(土)、11月 2日(土)、11月9日(土)、
11月16日(土)

建設業は、地域の守り手として社会を支える重要な産業です。
希望と魅力のある建設業の実現目指して、埼玉県内の公共工事を
一斉に休工する試行を行います。（緊急工事などは除きます）

埼玉県i-Construction推進連絡会（幹事会）

- 国土交通省関東地方整備局
利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、二瀬ダム管理所、
荒川調節池工事事務所、大宮国道事務所、北首都国道事務所
- 埼玉県
- さいたま市
- （一社）埼玉県建設業協会

(3) 休日の確保【週休2日の推進】②

2. 週休2日制モデル工事の導入 令和元年度～

<実施方法>

- ・「発注者指定型」による発注
- ・「現場閉所型」による発注を原則とし、現場閉所が困難な工事については「交替制」とすることができる
- ・令和6年10月からは通期に加えて、月単位の週休2日を導入
- ・令和7年10月からは通期が廃止され、完全週休2日が導入予定

<対象工事>

- ・ **全工事（緊急工事等対象外工事を除く）で実施（令和4年度～）**

<経費の補正>

- ・ 週休2日に見合う経費となるよう、国と同様、労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費を補正して加算計上

(4) 就労環境改善

1. 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事

令和4年1月～

<実施方法>

- ・発注者指定型及び受注者宣言型
- ※令和7年度の発注目標は
発注者指定型で500件以上

<実施内容>

- ・技能者情報登録：60%以上
- ・就業履歴情報登録：全工事期間

<サポート>

- ・カードリーダー等の購入費用や現場でのカードタッチ費用について、実施状況等を確認の上、補助
- ・モデル工事受注者の内、希望者にはCCUSの運用サポートを実施



建設業の今とこれからをみんなで支える

概要編

建設キャリアアップシステム

建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの「技能」と「経験」をしっかりと「認め」「育てる」仕組みです

point 1

技能者の処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善につなげます。

point 2

明確なキャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベルに分けて評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる産業を目指します。

point 3

施工能力の見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保につながります。

技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた（白 ⇨ 青 ⇨ 銀 ⇨ 金）カードを交付して評価。

事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建物の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。

一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区新橋1-10-1 新橋1-10ビル12階
詳しくは建設キャリアアップシステムのホームページをご覧ください。

問い合わせ先

